

【別記 1】

相談援助業務に従事する者の範囲は次のとおりです。

(新受験要件 平成 27 年度の試験より適用)

A. 次に掲げる施設等において必置とされる相談援助業務に従事する者

(1)	介護保険法（平成 9 年法律第 123 号）第 8 条第 11 項に規定する <b>特定施設入居者生活介護</b> にあつては、指定居宅サービス等の事業の人員、設備及び運営に関する基準（平成 11 年厚生労働省令第 37 号）第 175 条第 1 項第 1 号に規定する <b>生活相談員</b>
(2)	介護保険法第 8 条第 20 項に規定する <b>地域密着型特定施設入居者生活介護</b> にあつては、指定地域密着型サービスの事業の人員、設備及び運営に関する基準（平成 18 年厚生労働省令第 34 号）第 110 条第 1 項第 1 号に規定する <b>生活相談員</b>
(3) ※	介護保険法第 8 条第 21 項に規定する <b>地域密着型介護老人福祉施設入所者生活介護</b> にあつては、指定地域密着型サービスの事業の人員、設備及び運営に関する基準（平成 18 年厚生労働省令第 34 号）第 131 条第 1 項第 2 号に規定する <b>生活相談員</b>
(4) ※	介護保険法第 8 条第 26 項に規定する <b>介護老人福祉施設</b> にあつては、指定介護老人福祉施設の人員、設備及び運営に関する基準（平成 11 年厚生労働省令第 39 号）第 2 条第 2 項に規定する <b>生活相談員</b>
(5)	介護保険法第 8 条第 27 項に規定する <b>介護老人保健施設</b> にあつては、指定介護老人保健施設の人員、施設及び設備並びに運営に関する基準（平成 11 年厚生労働省令第 40 号）第 2 条第 4 項に規定する <b>支援相談員</b>
(6)	介護保険法第 8 条の 2 第 11 項に規定する <b>介護予防特定施設入居者生活介護</b> にあつては、指定介護予防サービス等の事業の人員、設備及び運営並びに指定介護予防サービス等に係る介護予防のための効果的な支援の方法に関する基準（平成 18 年厚生労働省令第 35 号）第 231 条第 1 項第 1 号に規定する <b>生活相談員</b>
(7)	障害者の日常生活及び社会生活を総合的に支援するための法律（平成 17 年法律第 123 号）第 5 条第 16 項に規定する <b>計画相談支援</b> にあつては、障害者の日常生活及び社会生活を総合的に支援するための法律に基づく指定計画相談支援の事業の人員及び運営に関する基準（平成 24 年厚生労働省令第 28 号）第 3 条に規定する <b>相談支援専門員</b>
(8)	児童福祉法（昭和 22 年法律第 164 号）第 6 条の 2 の 2 第 6 項に規定する <b>障害児相談支援</b> にあつては、児童福祉法に基づく指定障害児相談支援の事業の人員及び運営に関する基準（平成 24 年厚生労働省令第 29 号）第 3 条に規定する <b>相談支援専門員</b>
(9)	生活困窮者自立支援法（平成 25 年法律第 105 号）第 2 条第 2 項に規定する <b>生活困窮者自立相談支援事業</b> にあつては、別に定める者（主任相談支援員）

- ※ (3) 地域密着型介護老人福祉施設      ・ ・ ・ 特別養護老人ホーム（29 人以下）のことです。  
 (4) 介護老人福祉施設                      ・ ・ ・ 特別養護老人ホーム（30 人以上）のことです。